

# 景観形成チェックシート

## (1)チェックシート

- 和歌山城周辺景観重点地区 建築物等チェックシート (その1)  
 開発行為等チェックシート (その1)

	届出者名	
	設計者名	
	行為の場所	
	区域	
	周囲の景観 (地域資源や景観特性等の把握)	
	計画地の景観上のコンセプト (景観特性等を踏まえて考えられたコンセプトや方向性など)	

和歌山城周辺景観重点地区 建築物等チェックシート (その2)

項目		景観形成基準 (行為制限の内容)	掘端通り	けやき大通り	中央通り	三年坂通り	基準に対する配慮の内容
建築物又は工作物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕 若しくは模様替え又は色彩の変更	位置・高さ	・ 最高高さ 50m (標高) とする。 ・ 隣接する建築物と協調した一体的なまちなみの形成を図るため、できるだけ軒高を揃えるよう努める。	○				
		・ 最高高さ 75m (標高) とする。		○			
		・ 最高高さ 50m (標高) とする。			○		
		・ 建物高さ 15m以下とする。 (※第4種風致地区で規定)				○	
	壁面の位置の制限	<b>(A敷地)</b> ・ 堀に面する敷地の西側部分について、原則、10mの壁面位置の後退とする。 <b>(B敷地)</b> ・ 堀に面する敷地の西側部分について、原則、20mの壁面位置の後退とする。 <b>(A・B敷地共通)</b> ・ 壁面位置の後退部分について、歩行者動線の連続性に配慮した空地の確保に努める。 ・ なお、その他の道路に面する敷地部分についても、歩行者動線の連続性に配慮した空地の確保に努める。 <b>(C敷地)</b> ・ 原則、2mの壁面位置の後退とする (※第1種風致地区内は 3mとする) ・ 歩行者動線の連続性に配慮した空地の確保に努める。	○				
		・ 通りに面する敷地の南側部分については、原則、10mの壁面位置の後退とする。 ・ 奥行が短い敷地については、1階部分のみ 3m後退させ、通行可能な空間の確保に努める。 ・ 高層階を生ずる建築物については、当該部分について、さらに壁面位置の後退に努める。 ・ 壁面位置の後退部分について、歩行者動線の連続性に配慮した空地の確保に努める。		○			
		・ 2mの壁面位置の後退とする。 (※第4種風致地区で規定)				○	

和歌山城周辺景観重点地区 建築物等チェックシート (その3)

項目	景観形成基準 (行為制限の内容)	掘端通り	けやき大通り	中央通り	三年坂通り	基準に対する配慮の内容	
建築物又は工作物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕 若しくは模様替え又は色彩の変更	外壁	・ シビックゾーンにふさわしい質の高いデザインとする。	○				
		・ メインストリートとしてふさわしい質の高いデザインとする。		○			
		・ 連続した建物の壁面が見通せる、整った通りの景観となるようなデザインとする。			○		
		・ 静かなたたずまいを想起させる落ち着いたデザインとする。				○	
		・ 城内、あるいは天守閣から見たときの広がりある眺望景観を保全するため、長大かつ単調な壁面や高彩度・低明度の色彩の壁面などは避ける。	○	○	○	○	
	1階部分の形態	・ アメニティ性の高い空間を確保するため、駐車場や駐輪場などではできるだけ通りから目立たないよう配慮しつつ、花壇や植え込みを配置するなどの工夫を行う。	○				
		・ にぎわいある歩行者空間を形成するため、駐車場や駐輪場などではできるだけ通りから目立たないよう配慮しつつ、人の活動が映えるようエントランスの工夫を施す、ショーウィンドウを設置する、花壇や植え込みを配置するなどの工夫を行う。		○	○		
		・ 落ち着いた歩行者空間を形成するため、駐車場や駐輪場などではできるだけ通りから目立たないよう配慮しつつ、花壇や植え込みを配置するなどの工夫を行う。				○	
	建築設備等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 壁面設備は、通り及び主要な視点場からの見え方に配慮し、外壁面に露出させないように設置する。</li> <li>・ 屋上設備は、通り及び主要な視点場からの見え方に配慮し、遮へい措置を講ずる。</li> <li>・ 屋外階段は、建築物との調和を図るよう、できるだけ通りに面して設置しない</li> </ul>	○	○	○	○	
	その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 塀、フェンス等を設ける場合は、周辺の景観との調和に配慮した形態、意匠、色彩とする。</li> <li>・ 通り及び主要な視点場からの夜間景観に配慮し、過度な電飾は避ける。</li> </ul>	○	○	○	○	

和歌山城周辺景観重点地区 建築物等チェックシート (その4)

項目		景観形成基準 (行為制限の内容)	堀端通り	けやき大通り	中央通り	三年坂通り	基準に対する配慮の内容
建築物又は工作物の新築、増築、改築若しくは移転、若しくは模様替え又は色彩の変更 外観を変更することとなる修繕	色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>城や石垣、通りの並木の緑との調和に配慮し、外壁の基調色は低彩度の落ち着いた色彩とする。</li> <li>背景となる天空との調和に配慮し、高明度の色彩とする。</li> </ul>	○			○	
		<ul style="list-style-type: none"> <li>風格あるまちなみ景観の形成を図るため、彩度に配慮した周囲から突出しない色彩とする。</li> <li>にぎわいと活気を演出するため、暖色系（Y系、YR系、R系）では彩度の範囲を広げた色彩とする。</li> </ul>		○	○		
		<ul style="list-style-type: none"> <li>城内の主要な視点場から眺望できる壁面については、周囲から際立つ色彩とならないよう特に配慮する。</li> </ul>	○	○	○	○	
	材料	<ul style="list-style-type: none"> <li>周囲の建築物との調和に配慮し、外壁は汚れが目立たず劣化や退色の少ないものを採用する。</li> </ul>	○	○	○	○	
	緑化	<ul style="list-style-type: none"> <li>道路空間と一体となった魅力ある空間づくりを行うため、敷地内の道路に面する部分は緑の演出を工夫する。</li> <li>敷地内については、通りのイメージを損なわないよう、堀端に植えられている樹木の樹種等に配慮した樹種を選定する。</li> </ul>	○	○	○	○	
<ul style="list-style-type: none"> <li>緑化率 20%以上とする。 (※第4種風致地区で規定)</li> </ul>					○		

開発行為等チェックシート (その2)

項目	景観形成基準 (行為制限の内容)	各 通 り 共 通	基準に対する配慮の内容
開発 行為/ 土地の 形質の 変更	①現況の地形を活かし、長大な法面や擁壁が生じないようにする。	○	
	②法面はできる限りゆるやかな勾配とし、周辺の植生と調和した緑化を行う。	○	
	③擁壁は周辺の景観と調和した形態及び素材とし、緑化や化粧ブロック等により景観上の配慮を行う。	○	
	④計画地の中に優れた樹木・樹林がある場合は、できる限り保存または移植し、計画にいかす。	○	

物件の 堆積	①道路、公園等の公共の場所から目立たない位置及び規模とする。	○	
	②道路、公園等の公共の場所から目立たないよう、積み上げに際してはできる限り高さを低くするとともに、整然と積み上げる。	○	
	③計画地周囲の緑化を行うなど、遮へい措置を講ずる。	○	
木竹の 伐採	①道路、公園等の公共の場所から目立たないよう、伐採の位置や方法を工夫する。	○	
	②計画地の中に優れた樹木・樹林がある場合は、できる限り保存または移植し、修景にいかす。	○	

※上記の届出対象行為の景観形成基準については、全市基準を適用しますので、「和歌山市景観ガイドライン【大規模建築物・工作物等】」の45頁以降を参照してください。